

特定非営利活動促進法施行条例

平成一〇年一〇月八日条例第九九号

最終改正 平成二十年十二月二十五日条例第百三十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二章の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- 一 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)又は居所
- 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第十条第一項第二号八(法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
- 二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区)の長が発給する文書
- 三 当該役員が前二号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

(社員の表決権の行使に係る電磁的方法)

第三条 法第十四条の七第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(事業報告書等の書類の提出)

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十九条第一項の規定による書類の提出を、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

(事業報告書等の書類の閲覧)

第五条 第七条に定めるものを除くほか、法第二十九条第二項及び法第四十四条第三項の規定による閲覧に関し必要な事項は、規則で定める。

(合併の認証申請)

第六条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続し、又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続し、又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

(電磁的記録による縦覧及び閲覧)

第七条 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧及び法第二十九条第二項の規定による閲覧を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第五条の規定により、書面等の縦覧及び閲覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧及び閲覧を行う場合に必要な事項は、規則で定める。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存)

第八条 法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第九条の規定を適用する場合における電子文書法第三条第一項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の保存とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の備置き
- 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等及び役員名簿等の備置き
- 三 法第三十五条第一項の規定による財産目録及び貸借対照表の備置き

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定により、前項各号に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合に必要な事項は、規則で定める。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成)

第九条 法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第九条の規定を適用する場合における電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とする。

- 一 法第十四条の規定による財産目録の作成
- 二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等及び役員名簿等の作成
- 三 法第三十五条第一項の規定による財産目録及び貸借対照表の作成

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定により、前項各号に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合に必要な事項は、規則で定める。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)

第十条 法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第九条の規定を適用する場合における電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第二項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合に必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、法第二章及びこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一七号)

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第三条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは「毎年」とする。

附 則(平成二十条例第百三十九号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の次に四条を加える改正規定（第七条に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。